

# 令和 6 年度和歌山県介護ロボット等導入支援事業補助金 事前エントリーの手引き

## 目次

- 1 はじめに
- 2 事業の流れ（予定）
- 3 事前エントリー
- 4 補助率、補助上限額
- 5 申請パターン（例）
- 6 補助対象経費
- 7 調整について

### 1 はじめに

令和 6 年度和歌山県介護ロボット等導入支援事業補助金については、「事前エントリー制」を採用することになりました。

エントリーの総額が予算額を超過した場合は、予算額の範囲内において補助金交付を行うため、介護ロボット等の台数調整等を行います。（調整方法は「6. 調整について」を御確認ください）

なお、事前エントリーがないものについては、補助金の申請ができませんので、ご注意ください。

### 2 事業の流れ（予定）

8月1日～8月27日	事前エントリー受付
9月中旬	補助金内示
9月下旬	交付申請書提出
10月上旬	交付決定
交付決定後～令和7年1月末	事業実施
2月10日まで	実績報告書提出
3月下旬	補助金支払

令和 6 年度補助金は、  
交付決定後～令和 7 年 1 月 31 日に  
補助対象の購入等の契約（発注）、  
導入（納品）、支払を  
完了させてください。

このほか、業務改善計画※1の提出や  
業務改善効果※2の報告が必要です。  
※1、2 具体的な内容、提出時期は別途通知  
※2 効果報告は補助を受けた翌年度から3年間

### 3 事前エントリー

#### （1）エントリー期間

令和 6 年 8 月 1（木）～令和 6 年 8 月 27 日（火）

(2) エントリー要件

下記セミナーを受講していること

【生産性向上の取組の普及・拡大に向けた介護事業所向けセミナー（ビギナーセミナー）】

開催期間：令和6年7月4日～令和6年8月1日で計6回開催（いずれの回も同一の内容）

開催方法：オンライン（zoom）

※申込方法やプログラム等の詳細は下記HPをご参照ください

<https://www.nttdata-strategy.com/newsrelease/event/seisanseiseminar2024/>

(3) エントリー手続き

この手引きのほか、介護ロボット等導入支援事業補助金交付要綱（以下「県要綱」という）を必ず確認した上で、下記書類を（1）期間中に和歌山県長寿社会課あて提出してください

- <提出物>
- ① 事前エントリー申請書（総括表） ※法人毎に作成
  - ② 事前エントリー用導入計画、所要額調書 ※導入事業所毎に作成
  - ③ 見積書写し
  - ④ 導入する介護ロボット等の概要がわかる資料（カタログ等）2部
  - ⑤ 職員数がわかる書類（ICTを導入する場合のみ）

<提出先> 郵送、メールの両方により提出してください

（郵 送） 〒640-8585（県庁専用郵便番号）和歌山県庁長寿社会課振興班

（メール） [e0403001@pref.wakayama.lg.jp](mailto:e0403001@pref.wakayama.lg.jp)

件名：【法人名】令和6年度介護ロボット等導入支援事業補助金のエントリー申請

4 補助率、補助上限額等（詳細については必ず交付要綱を確認すること）

(1) 補助率 4分の3

(2) 補助上限額

メニュー	内容	1 機器あたり	1 事業所あたり	注意
介護 ロボット の導入	介護ロボット （移乗支援、入浴支援）	100万円	—	左記のうち複数 テクノロジーを 組み合わせて導 入する場合（※）
	介護ロボット （上記以外）	30万円	—	

	その他機器 ※1	100 万円	—	③はパッケージ型導入メニューが適用されません
ICT の導入		—	100 万円～260 万円 (※2、※4)	
パッケージ型導入	パッケージ型による導入	—	1,000 万円 (※4)	
	見守り機器導入に伴う通信環境整備			
業務改善支援		—	45 万円 (※4)	

※1 その他機器とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- ・床走行式リフト
- ・特殊浴槽
- ・県要綱第 2 条第 1 項第 1 号ア及びウに該当し、同号イに該当しない介護ロボット

※2 職員数に応じて設定

※3 複数テクノロジーを組み合わせて導入する場合は、①介護ロボット（その他機器を除く）と ICT（介護ソフトを導入する場合に限る）を導入する場合、②複数種類の介護ロボットを導入する場合（複数種類とは、移乗介護（装着、非装着）、移動介護（屋外、屋内、装着）、排せつ支援（排泄物処理、動作支援、排泄予測・検知）、見守り（施設、在宅）、コミュニケーション、入浴支援、介護業務支援の 13 種類のうち 2 種類以上をいう。）をいう。）

※4 1 事業所 1 回限り補助可。また、ICT については 1 回で上限額に達しない場合、上限額の残りの範囲内において 2 回目の補助可。

なお、本年度の介護ロボット等導入支援事業補助金は、令和 6 年度を初年度とし、昨年度以前の導入実績はカウントしません。

## 5 申請パターン（例）

グループ①から 1 つ以下、グループ②から 2 つ以下を組み合わせて申請してください

例 1) 介護ロボット（移乗）を申請 → A

例 2) 介護ロボット（移乗）＋その他機器 を申請 → A＋I

例 3) 介護ロボット（移乗）＋その他機器＋業務改善支援 を申請 → A＋I＋J

例 4) その他機器を申請 → I

例 5) その他機器と業務改善支援を申請 → I＋J

《グループ①》

内容	1 機器あたり	1 事業所あたり
A 介護ロボット（種類：移乗、移動、排せつ、見守り、コミュニケーション、入浴、介護業務）	30 万 or 100 万	上限なし
B ICT	—	100～260 万

C	通信環境整備	—	1000万 ※パッケージ型導入
D	介護ロボット（Aのうち複数種類）	上限なし	1000万 ※パッケージ型導入
E	①介護ロボット（Aのうち1種類以上） ②ICT（Bで介護ソフトを導入する場合）	①上限なし ② —	①+②で 1000万 ※パッケージ型導入
F	①介護ロボット（Aのうち見守り） ②通信環境整備（C）	①上限なし ② —	①+②で 1000万 ※パッケージ型導入
G	①介護ロボット（Aのうち複数種類） ②通信環境整備（C）	①上限なし ② —	①+②で 1000万 ※パッケージ型導入
H	①介護ロボット（Aのうち1種類以上） ②ICT（Bで介護ソフトを導入する場合） ③通信環境整備（C）	①上限なし ② — ③ —	①+②+③で 1000万 ※パッケージ型導入

《グループ②》

	内容	1 機器あたり	1 事業所あたり
I	その他機器	100万	上限なし
J	業務改善支援	—	45万
K	ICT（Bで介護ソフトを導入しない場合）	—	100～260万

※KはB、E、Hと組み合わせ不可

## 6 補助対象経費

・ 契約（発注）、導入（納品）、支払は交付決定後から令和7年1月31日（金）までに行ってください。

・ 購入形態による補助額の考え方は以下のとおりです。

- ・ 使用权の期限がないもの・・・全額
- ・ 支払いが月額払いのもの・・・当該年度分
- ・ 支払いが年額払いのもの・・・1年分
- ・ **複数年の使用权契約のもの・・・契約年数を按分して1年分**

※上記は全て、令和7年1月31日（金）までに支払を完了した分に限る

- ・ 補助対象外経費の例は以下のとおりです。

- ・ 令和7年1月31日（金）までに導入（納品）、支払が完了しないもの
- ・ 令和7年2月1日（土）以降の契約（発注）に要する費用
- ・ ICT導入に係る保守、サポート、セキュリティ対策等の当該年度の翌年度まで継続して発生する月額費用のうち、当該年度の翌年度以降相当分または令和7年1月31日（金）までに支払が完了しないもの
- ・ 5年間の使用権契約費用のうち、2年目以降相当分

## 7 調整について

エントリーの総額が予算額を超過した場合は、予算額の範囲内において補助金交付を行うため、介護ロボット等の台数調整等を行います。

次のような方法等（一例）により調整を行う予定です。

どの方法を採用するか、複数段階調整する場合にどの順で調整するか等については、予算の超過状況により判断します。

- ・ **介護ロボット（その他機器を含むロボット全体もしくはその他機器のみ）を台数調整**
  - ・ 事業所毎のエントリー額に一定率を乗じ、それに収まるよう台数調整
  - ・ 複数機器導入希望事業所において、機器毎の補助希望順位に基づき採択（台数調整）  
※導入計画書にて補助希望順位付けをお願いします
  - ・ 1事業所あたりの補助上限額を設定し、それに収まるように台数調整
- ・ **介護ロボットの導入上限台数を設定**
  - ・ 1事業所あたりの導入上限台数について、定員数等を5で除した数とする 等
- ・ **パッケージ型導入（パッケージ型による導入）について、介護ロボット又はICTメニュー枠への組み替え**
  - ・ 組み替え後は、介護ロボット1機器あたり上限、ICTの1事業所あたり上限を適用します